

2018 1/16

米国の多国籍企業の租税回避が国際的に問題となつている。租税回避とは、違法な脱税でも合法的な節税でもないグレーゾーンで、行き過ぎると税務上否認されることもある。しかし、どんなスキームがそれに当てはまるのか統一基準はなく、各国ともケース・バイ・ケースで対応している。

不買運動が起きたスターバックスは有名だが、より本質的なのは「ダブルアイリッシュ・ダッチサンドイッチ」と呼ぶ複雑なスキームを使ったアップルの事例だ。米国やアイルランドの法制度とオランダの租税条約をうまく活用し、アップルの

無形資産から生じる米国外の使用料（ロイヤルティ）をタックスヘイブンのパミューダに非課税で留保し、必要に応じて米国外の研究開発費用を賄う仕組みである。

このような無形資産の活用を中心に据えた租税

大機小機

回避スキームは、米IT（情報技術）企業や製薬会社で広がっている。グループやアマゾン・ドットコムも、タックスヘイブンに多額の所得をため込んでいた。

問題は、米政府に本気で租税回避を取り締まる意向があるのかどうか

アップルの租税回避に対応を

疑わしい点である。このスキームを許す米国の法制度については、10年以上前から問題視されていたにもかかわらず、今まで放置されている。米IT企業が、国外で上げる収益の大部分を非課税で留保し、米国の親会社のさらなる無形資産の開発に活用するという仕組みは、米企業ひいては米国の巧妙な知財戦略の一端といえなくもない。

こうした企業行動は、先進諸国の税収を減少させているのに加え、他国のライバルとの競争条件も損なっている。このスキームを持たない欧州や我が国の同業は租税負担分のハンディキャップを

負っているのである。米国の対応に任せていたのでは実効性は乏しいので、主要8カ国(G8)などの問題提起を受け、経済協力開発機構(OECD)の租税委員会が、2012年6月に検討を開始した。それが「税源浸食と利益移転への対応」というプロジェクトで、議長は財務省の浅川雅嗣総括審議官である。

米企業の国際的な租税回避は、それをしない企業との公平な競争条件を損なっているという認識の下で、防止に向けた実効性のあるルール作りにつながる事が重要だ。

日本のリーダーシップを期待したい。(ミスト)